

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区 台風対策委員会・船舶津波対策委員会が定める規約などを掲載いたします。

(H27/9/2 更新)

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区では、台風・津波などの自然災害に備え「阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区 台風対策委員会・船舶津波対策委員会」(事務局:神戸海上保安部)を設け、港内の船舶と人命の安全確保を目指しております。

この度、台風・津波が来襲した際に講じるべき措置内容などを海域利用者の方々に広くご理解をいただくため、ホームページ上に掲載を行うとともに

今年度における**台風・津波対策への取組みとして**

- ・ **情報伝達に用いるFAX番号やメールアドレスを最新の状態に維持する**
- ・ **台風や津波の情報入手手段として、自治体が発信するエリアメールや海上保安庁が提供する※^{ミックス}MICS（沿岸域情報提供システム）などをスマートフォン・携帯電話に設定する**

※ MICSの説明・利用方法などは

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>

でご覧いただけます。

ほか、「**台風・津波からの減災に向けた実践的行動**」を推進いたしますので、自然災害に対する備えを強化するとともに、防災意識の向上にご活用をよろしく申し上げます。

台風・津波からの減災に向けた実践的行動

～今後の課題と方策～

I 伝達システムを最新の状態に維持

台風・津波の情報を正確に伝える唯一のアイテム→**阪神港を守る生命線**

本委員会までに最新状態に整理、変更があればその都度事務局へ報告!!

II 本委員会の意義の継承

台風・津波に備え、船舶と人命を守るのが目的

担当者の交替では確実に引継ぎ、本委員会の趣旨を理解し的確な行動を実施!!

III FAX・メール以外の情報入手手段の確立

南海トラフ地震が発災すれば、神戸で震度6強・約80分後に約4メートルの津波が襲来と予測

緊急地震速報・エリアメール・地域防災無線・MICSの活用で

被害を最小限に!!

IV 阪神港長の勧告に基づく適切な措置の励行

港長勧告は、船舶・人命を台風・津波から守る措置

速やかに・適切に、勧告の励行!!

**次の文書を掲載しておりますので
ご覧になりたい文書の[こちら](#)をクリックして
ください。**

☆ 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区 台風対策委員会

関係文書

<規約>

→委員会の設置目的や実施事項については、[こちら](#)
(クリックすると、関係文書が開くように設定します。以下同じ。)

<台風災害防止要綱>

→阪神港長が行う、勧告内容及び実施すべき措置は、[こちら](#)

<台風災害防止要綱の運用>

→阪神港長が行う、勧告の発令時期などについては、[こちら](#)

<台風に対する情報(提供:神戸地方気象台)>

→気象庁が発表する、台風情報の解説は、[こちら](#)

<気象庁から発表される気象情報に対する事故防止>

→発達した低気圧の通過時などにおける対応は、[こちら](#)

☆ 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区 船舶津波対策委員会

関係文書

<会則>

→委員会の設置目的や実施事項については、[こちら](#)

<船舶津波対策実施要綱>

→阪神港長が行う、勧告の自動発令の規定・勧告内容及び実施
すべき措置は、[こちら](#)

<参考資料>

→港則法などの海上交通ルールについては、[こちら](#)